

第 2 回

農業委員会総会議事録

平成 23 年 8 月 30 日(火)

幕別町農業委員会

第2回幕別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年8月30日（火）午後2時30分から午後3時8分まで

2. 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿会議室

3. 出席委員（25名）

会長	25番	杉坂	達男
会長職務代理者	24番	谷内	雅貴
委員	1番	国枝	隆幸
	2番	香西	浩志
	3番	齊藤	正孝
	4番	山田	学
	5番	大道	健實
	6番	小原	喜久雄
	7番	石川	雅洋
	8番	尾藤	欣二
	9番	向井	知己
	10番	杉本	義昭
	11番	鯖戸	英明
	12番	田邊	忠幸
	13番	高橋	秀樹
	14番	鬼頭	良市
	15番	東口	政秋
	16番	蛭原	一治
	17番	森	勤子
	18番	中島	孝
	19番	白木	孝和
	20番	岡崎	稔
	21番	宗廣	武夫
	22番	加藤	宏
	23番	齊藤	一男

4. 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員の指名

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 十勝農業委員会連合会臨時総会について

第2号 南十勝農業委員会会長・会長職務代理者・局長等研修会について

第3号 北海道農業会議臨時総会について

第4号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第5号 農地法第4条の規定による許可について

第6号 農地法第5条の規定による許可について

第7号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について

- | | |
|-------|---|
| 第 2 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 第 6 号 | 現況証明について |

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	廣瀬 紀幸
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主任	佐々木 哲也

6. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しております、ただいまから第 2 回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を行います。
議長	議事録署名委員には 3 番齊藤正孝委員、4 番山田委員にお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告は、特にございませぬ。
議長	次に、報告第 1 号「十勝農業委員会連合会臨時総会について」、私の方から報告をします。去る 8 月 5 日に帯広市におきまして臨時総会が開催されました。案件は役員の改選でありまして新役員が決定をいたしました。なお、新役員の名簿につきましては、それぞれお手元に配布のとおりでございます。以上で報告を終わります。ただいま報告をいたしました、ご質問等があれば承ります。ございませぬか。
	(発言なし)
議長	ないようですから報告第 1 号を終わります。
議長	次に報告第 2 号「南十勝農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長等研修会について」報告をいたします。
事務局	南十勝農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長等研修会につきましてご報告をいたします。8 月 1 日に更別村で開催をしています。この研修会は南十勝 5 町村の持ち回りで、本年は更別村が当番となつて、日頃の問題・課題等の

	研修を受け年 1 回開催をしております。研修の情報交換では、新規就農について意見交換をいたしました。簡単ではありますが、口頭のための報告とさせていただきます。
議長	ただいま、8 月 1 日に更別村で行われました研修会の報告でございます。ご質問等があれば承ります。ございませんか。 (発言なし)
議長	ないようですから報告第 2 号を終わります。
議長	次に報告第 3 号「北海道農業会議臨時総会について」私の方から報告をいたします。この臨時総会は、去る 8 月 24 日、札幌市におきまして開催されました。臨時総会では、平成 22 年度の事業報告並びに収支決算報告について行われました。また選挙後の役員改選が行われまして、これもお手元に配布のと通りの役員が改選されました。富良野市の藤野会長から紋別の岡村雅敏さんが新たに会長に就任されております。なお、地方別には、お手元の資料のとおり選任されておりますから、今後ともご協力お願いをいたします。
議長	報告第 3 号について報告を申し上げました。ご質問等があれば承ります。 (発言なし)
議長	それでは、ないようですから 3 号についての報告を終わります。
議長	次に、報告第 4 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知について」議題といたします。事務局より報告第 4 号 1 番から 6 番の説明をいたします。
事務局	報告第 4 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 1 ページから 2 ページまでの 6 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で説明を終わります。
議長	ただ今、報告第 4 号 1 番から 6 番について報告を申し上げました。ご質疑等があれば、承りたいと思います。 (発言なし)
議長	ございませんか。それでは、ないようですから、報告第 4 号 1 番より 6 番までを終わります。
議長	次に報告第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から第 5 号 1 番、2 番の説明を申しあげます。

事務局	報告第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可について」。農地法第 4 条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書 3 ページの、5 月 30 日第 38 回総会で審議された 2 件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成 23 年 7 月 8 日付けで許可をしております。
議長	ただいまの報告第 5 号 1 番、2 番について、申し上げました。ご質疑等あれば伺います。 (発言なし)
議長	ございませんか。それでは、ないようですから報告第 5 号 1 番、2 番を終わります。
議長	次に報告第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第 6 号 1 番から 4 番を申し上げます。
事務局	報告第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可について」。農地法第 5 条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書 4 ページから 6 ページ、1 番から 3 番は 5 月 30 日第 38 回総会で、4 番は 6 月 29 日第 39 回総会で審議されました。合わせて 4 件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し、1 番から 3 番は平成 23 年 7 月 8 日付けで、4 番は平成 23 年 8 月 8 日付けで許可をしております。
議長	ただいま報告の第 6 号 1 番から 4 番を、申し上げました。質疑等があれば伺います。 (発言なし)
議長	ございませんか。それでは、ないようですから、報告の第 6 号 1 番から 4 番を終わります。
議長	次に報告第 7 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告」を申し上げます。事務局から報告第 7 号 1 番、2 番を申し上げます。
事務局	報告第 7 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。幕別町農業振興公社が 1 番につきましては今月 19 日、2 番につきましては今月 22 日に、それぞれ利用調整を行っております。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	ただいま報告の第 7 号の 1 番、2 番について、申し上げました。質疑等があれば承ります。 (発言なし)

議長	それでは、ないようですから、報告第 7 号 1 番、2 番を終わります。
議長	それではただいまから議案に入ります。議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。事務局から議案第 1 号 1 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	議案第 1 号は、報告第 7 号 2 番の幕別町農業振興公社が行った利用調整でございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法第 13 条第 1 項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ただいま議案第 1 号の 1 番についての説明をいたしました。ご質疑等があれば承ります。 (発言なし)
議長	それでは採決をいたします。議案第 1 号 1 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
8 番	この案件に関しましては、今月 19 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。
議長	それでは、これより、質疑に入ります。ございませんか。 (発言なし)

議長	ないようですから、採決をいたします。議案第 2 号 1 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番を原案のとおり決します。
議長	次に議案第 2 号 2 番について、事務局から議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 2 号 2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添調査書の 1 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5 番	この案件につきましては、平成 21 年 12 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。詳しくは、事務局説明のおとりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それではこれより、質疑を承ります。ございませんか。 (発言なし)
議長	それではないようですから、質疑を終わります。これより、採決を行います。議案第 2 号 2 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 2 号 2 番は原案のとおり可決しました。
議長	次に議案第 2 号 3 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 3 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 2 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
23 番	この案件につきましては、農地保有合理化事業に伴う売り渡しで、平成 18 年 5 月にあっせん調整を行った案件でございます。旧所有者は■■■■■さんです。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	それでは、これより質疑に入ります。何かございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。それでは採決をいたします。議案第 2 号 3 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。議案第 2 号 3 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号 4 番、5 番について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 2 号 4 番、5 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の 2 ページ下段、3 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	この案件につきましては、平成 23 年 2 月、町公社が利用調整を行った案件でございます。それぞれの譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。
議長	それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 4 番、5 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 4 番、5 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番、2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8 番	本件は、基盤強化法から農地法の切り替えに伴う案件でございます。去る 8 月 23 日、国枝委員、香西委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳しい事に関しては、事務局のご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑に入ります。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番、2 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番、2 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号 3 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 3 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
22 番	この案件につきましては、農業後継者への借り換えに伴う案件でございます。去る 8 月 23 日国枝委員、香西委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑に入ります。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 3 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。議案第 3 号 3 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号 4 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 4 番を議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は、別添調査書 4 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
22 番	この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でございますので、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑に入ります。ございませんか。 (発言なし)
議長	異議なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 4 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 4 番を原案のとおり決します。
議長	次に議案第 3 号 5 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 5 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 5 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	この案件につきましても、親から子への使用貸借に伴う経営移譲でございますので、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑に入ります。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 5 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 5 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号 6 番について、説明をいたします。

事務局	【議案第 3 号 6 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、所有農地の交換でございます。去る 8 月 23 日、国枝委員、香西委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお交換と説明がありましたが、 氏から 氏への案件が出ておりませんのは、対象地が原野であるからですので、ご理解のほど、お願いいたします。以上です。
議長	質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	はい。質疑なしとします。それでは採決をいたします。議案第 3 号 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。議案第 3 号 6 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 4 号 1 番の説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	議案第 4 号 1 番の申請地は、ゆり根選別施設の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可でございますが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございます。よろしく願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員からのご報告を求めます。
23 番	この案件につきましては、8 月 23 日、東口委員、岡崎委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号１番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第４号１番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から５号１番の議案を説明をいたします。
事務局	【議案第５号１番を議案書をもとに朗読】
事務局	議案第５号１番の申請地は、フリーストール牛舎等、農業用施設の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員からのご報告をお願いいたします。
20 番	この案件につきましては、８月２３日東口委員、齊藤一男委員、事務局とで現地を確認をさせていただきました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第５号１番については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。議案第５号１番については、原案のとおり決しました。
議長	次に議案第６号「現況証明について」を議題といたします。事務局から議案第６号１番について説明をいたします。
事務局	【議案第６号１番を議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当委員からのご説明を求めます。
7 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、８月２３日に国枝委員、香西委員、事務局とで現地を確認してい

	ただき農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑に入ります。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 1 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 6 号 1 番は原案のとおり可決しました。
議長	次に議案第 6 号 2 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 6 号 2 番を議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員からの報告を求めます。
19 番	この案件に付しましては、地目変更登記を目的に証明を進めるものでございます。去る、8 月 23 日に国枝委員、香西委員、事務局とで現地を確認いたしました。農地・採草放牧地以外ということで確認を頂いております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決を行います。議案第 6 号 2 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 6 号 2 番は原案のとおり決しました。
議長	議案は以上であります。これをもちまして第 2 回農業委員会総会を閉会します。

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

3 番

印

4 番

印

議長

印